

令和6年3月1日

各県立学校長 様

学校教育課生徒支援室長

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から全国の児童生徒や学生等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣メッセージが送付されました。

警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和5年の児童生徒の自殺者数は507人（暫定値）と昨年と同様に高い水準であり、極めて憂慮すべき状況にあります。

また、これまでの自殺予防の推移によれば、年度の変わり目や学校の長期休業明けにおいて自殺者数は増加する傾向にあります。

については、下記に御留意の上、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、児童生徒の自殺予防に向けて取り組んでいただきますようお願いします。

記

- 1 各学校において、一人一台端末等のICTツールも活用し、悩みや困難を抱えている児童生徒の早期発見に努めること。
- 2 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。
- 3 長期休業明け前後において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、学校における児童生徒の見守り活動を強化すること。
- 4 各学校において、進級・進学後に支援が途切れることのないよう児童生徒の状況について丁寧な引継ぎを行い、継続的な見守り体制の構築に努めること。
- 5 別紙3～5について、児童生徒、保護者及び教職員の手確実に渡すようにすること。
- 6 児童生徒及び保護者に対し、別紙6の「心の相談窓口」を配布し、県・各種団体等が設置している相談窓口を周知すること。

担 当 生徒支援担当 杉光

電 話 0952-25-7222（直通）